時事新報

公立中學校の廢止

去る十九日時事新報の電報ゑ記したる如く愛知縣會は本月十八日最多數にて縣立中學校（或は云ふ中學女子部と）を廢止するゑ議決したり其理由とする所は中學の如きは地方税を以て支辨するゑと無用ゑして私立學校に托して可ありと云ふゑ在るものゝ如し抑も同縣會が斯の如き議決を爲したる事實及び其事情の詳細は一報の電文ゑて分明ならざれども其文中ゑ地方税を以て支辨するゑと無用ありとある其無用の二字ゑ就て我輩が假に解釋を下だし凡そ中學の如き普通よりも更ゑ高尚ある教育は廣く縣下一般の子弟に適するものゑ非ず唯有產有志の父兄が國の爲めと云ふよりは寧ろ其一身一家の私を謀り子弟をして高尚の學ゑ就らしむるが爲めゑ中學の要用も起るとなれば其經費は固より縣内公衆の分擔す可き限りにあらずして有志者の寄附を仰ぐか、然らざれば入學の子弟に授業料を課して以て之を支辨するゑと至當の數なり且學問の流行既に今日の如く盛ある時ゑ當ては高尚ある學問の教育に公共の金を費すは曾ゑ國家經濟の點に於て不得策たるのみならず假令へ其精神をして學問奬勵の一偏に在らしむるも實際の影響は私立學校の務育を妨碍するの嫌なき能はざれば宜しく之を人民自家の利害に放任す可し云々の意味にして遂ゑ議場の決に至りしゑとならんには取りも直さず我輩が當て時事新報紙上ゑ掲げたる論旨と其趣を一にするものにして果して然らば我輩は今回の愛知縣會の議決を贊成するのみならず我紙上論の實際ゑ行はれたるを悦ぶものあり

統計年鑑明治十九年十二月三十一日の調査に據れば府縣公私立尋常中學校の數は五十六校にして内府縣立に係るは四十八校、町村立ゑ係るは六校、私立に係るは二校なり又其經費總計は殆んど四十萬圓にして内區町村費より支辨するもの二萬八千四百餘圓、地方税よりするもの二十八萬千八百餘圓なり蓋し中學の數五十六校の内私立に係るものは僅に二校にして甚だ寥々たるが如くなれども各府縣中未だ中學の名を稱へざるも其學課は中學と程度を均ずる私立學校のあるのみならず尚は一層高尚ある學課を設るものさへ乏しからざれば今日にして公立中學を全廢するも公を廢するは私を興すの機會にして恰も私立中學の設立を促すものあれば生徒の就學ゑ差支あるきは我輩の竊に保證する所なり又今の中學の經費は總計四十萬圓にして之を各府縣に分つときは左までの巨額ゑもあらず其支辨法ゑ至り實際ゑ區町村費及び地方税より出るものは僅ゑ三十萬圓の數にして憂るに足らずとの説もあらんなれども近年地方費の全面を見れば學校費を外にしても人民の負擔は漸次ゑ增加し殆んど其極に達したる折柄あれば三十萬の金額多からずとするも苟も無用に屬するの説を得たるもの斬然之を省略して猶餘する所ある可らざるなり、天下無數の貴家子弟を集め之に教ふるに高尚ある學問を以てして其成業を待ち果して如何なる人物を得べきや大教を平均すれば知字は身を懶惰にして心ゑ憂患を僅越し貧家の少年が盧文を讀み姿理を解して身躬かも其身の增殖に勝するは既ゑ今日の事實に徵して疑ふ可らず、小は置先以來の家運を顧しとして一家の生計を忘れ、大は進を世事ゑ走せて國脚の不平を洩らすゑ敢なく、腦の働、正に盛旺して未だ胃の腑の養を得ず生力頴敏ある如くなれども其實は一種の貧血患者たる可きのみ其行く末は如何ある可らや本人の不幸、社會の迷惑ゑの上もある可らず彼の露西亞の虛無黨日耳曼の社會黨の如きも畢竟貧子弟に教るに高尚ある學問を以てしたるの結果ゑして教育の弊も此に至て恐る可きものゑと云ふ可し故に我日本ゑ於ても最下等普通の教育を除き苟も其以上は悉皆ゑれを私立の學校に托し鐵を以て教育を買ふの組織にして相當の資產あるものゝゑを以して高等の學に就かしむるの門を開き公立官立の中學も大學も都て廢止せんこと我輩の持論として目下の經濟の爲め又永遠の安寧の爲めに祈る所なり今回幸ゑ愛知縣會が中學を廢したるを聞き其議決を贊成するの筆餘敢て一言を呈して當局者の參考に供するのみ

官報

脱意匠條例ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿一年十二月十八日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆

農商務大臣伯爵井上馨

勅令第八十五號

意匠條例

第一條 工業上ノ物品ニ應用スヘキ形狀模樣若クハ色彩ニ係ル新規ノ意匠ヲ按出シタル者ハ此條例ニ依リ其意匠ノ登錄ヲ受ケ之ヲ專用スルコトヲ得○第二條 左ノ意匠ハ登錄ヲ受クルコトヲ得サルモノトス」

一 風俗ヲ害スヘキモノ」二 登錄出願以前公ニ知ラレ又ハ公ニ用ヒラレタルモノ」三 登錄出願ヲ以テ他人ノ登錄ヲ受ケント欲スル者ハ一意匠毎ニ明細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スヘシ○第三條 意匠ノ登錄ヲ出願スル者アルトキハ願書及圖面ハ特許局ノ四種ト爲シ原簿登錄ノ日ヨリ起算ス○第七條 意匠ノ專用ハ農商務大臣ノ定ムル物品類別ニ於テ出願人ノ指定シタル物品ニ限ルモノトス○第八條 二人以上同一又ハ類似意匠ノ登錄ヲ出願スル者アルトキハ願書日附ノ先ナルモノヲ登錄ス其日附同キモノハ共ニ之ヲ登錄セサルモノトス但出願人協議ノ上連名ニテ其登錄ヲ出願スルトキ又ハ其出願ヲ取消ス者アリテ出願者一人トナリタルトキハ此限ニ在ラス○第九條 意匠ノ登錄ヲ受ケタル者又ハ之ヲ受ケントスル者死亡シタルトキハ其權利ハ相續者ニ屬スルモノトス○第十條 他人ノ委託又ハ雇主ノ費用ヲ以テ按出シタル意匠ノ登錄出願ハ權利ハ其委託者若クハ雇主ニ屬ス但別ニ契約アル場合ニ於テハ此限ニ在ラス○第十一條 登錄ヲ受ケタル意匠ト雖モ第二條ニ該ルコトヲ發見セラレタルモノ又ハ第八條第十條ニ違ヒ登錄ヲ受ケタルコトヲ發見セラレタルモノハ其登錄ヲ無効トス○第十二條 意匠ノ審査ハ總テ特許條例ヲ適用ス○第十三條 意匠專用權ハ制限ヲ附セスシテ賣與讓與シ若クハ共有トナシ又ハ書入ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ特許局ニ請求シ契約ノ登錄ヲ受クレ登錄ヲ受ケサル契約ハ第三者ニ對シテハ法律上其効ナキモノトス○第十四條 特許局ノ官吏ハ在職中意匠ノ登錄ヲ出願シ又ハ意匠專用權ヲ新ニ有スルコトヲ得ス但相續ニ由リ意匠專用權ヲ新ニ有スルハ此限ニ在ラス○第十五條 登錄意匠主其登錄證ヲ毀損若クハ亡失シタルトキハ事由ヲ具シ再下附ヲ出願スルコトヲ得○第十六條 登錄意匠ハ其明細書若クハ圖面ノ不完全ナルコトヲ發見シタルトキハ登錄ノ効力ヲ全クスル爲メ改訂明細書若クハ圖面ヲ添ヘ登錄證ノ改訂ヲ出願スルコトヲ得但其意匠ニ變更ヲ生スルモノハ此限ニ在ラス○第十七條 登錄意匠主ハ其意匠ヲ應用シタル物品ニ農商務大臣ノ定メタル登錄標記ヲ爲スヘシ○第十八條 意匠ニ關シ出願又ハ請求スル者ハ左ノ手數料ヲ納ムヘシ」一 意匠ノ登錄ヲ出願スルトキ一意匠ニ付キ物品一類毎ニ金五十錢」二 登錄意匠ノ賣與讓與共有又ハ書入契約ノ登錄ヲ請求スルトキ一意匠ニ付物品一類毎ニ金三圓」三 登錄證ノ再下附ヲ出願スルトキ證書一枚毎ニ金一圓」四 登錄證ノ改訂ヲ出願スルトキ一意匠ニ付物品一類毎ニ金二圓」五 審判ヲ請求スルトキ一事件毎ニ金七圓○第十九條 意匠登錄證又ハ其改訂登錄證ヲ受クル者ハ意匠ヲ應用スル物品一類毎ニ左ノ區別ニ從ヒ登錄料ヲ納ムヘシ」一 三年ノ專用金一圓二 五年ノ專用金二圓三 七年ノ專用金四圓四 十年ノ專用金八圓○第二十條 登錄意匠ニ關スル書類ノ謄本若クハ圖面ノ調製ヲ要スル者ハ特許局ニ之ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ相當ノ手數料ヲ納ムヘシ○第二十一條 登錄意匠ノ專用權ヲ侵シタル者ハ其意匠主ニ對シ損害賠償ヲ責ニ任スヘシ○第二十二條 前條損害賠償ヲ責ハ三年ヲ以テ期滿免除ノ期トス○第二十三條 他人ノ登錄意匠ナルコトヲ知リ之ヲ同一物品ニ應用シテ之ヲ販賣シタル者又ハ情ヲ知リテ其物品ヲ受託販賣シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス登錄意匠主ノ權利ヲ侵スヘキ物品ナルコトヲ知リ之ヲ外國ヨリ輸入シテ販賣シタル者ハ罰前項ニ同シ」詐欺ノ所爲ヲ以テ登錄證ヲ受ケタル者又ハ登錄ヲ受ケサル意匠ヲ應用シタル物品ニ登錄標記若クハ類似ノ標記ヲ爲シテ販賣シタル者又ハ情ヲ知リ其物品ヲ受託販賣シタル者ハ罰第一項ニ同シ○第二十四條 前條第一項第二項ノ場合ニ於テハ其犯罪ノ物件ヲ沒收シテ登錄意匠主ニ給付シ其既ニ賣捌キタルモノハ代價ヲ追徵シテ之ヲ給附ス○第二十五條 第二十三條第一項第二項ノ犯罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス」前項ノ場合ニ於テ告訴人ノ請求ニ依リ裁判官ハ假ニ其告訴ニ係ル物品ノ販賣ヲ差止ムルコトヲ得○第二十六條 登錄意匠主第十七條ノ登錄標記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキハ告訴又ハ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス○第二十七條 此條例ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヒス○第二十八條 此條例施行ノ細則ハ農商務大臣之ヲ定ム○第二十九條 此條例ハ明治二十二年二月一日ヨリ施行ス

脱商標條例改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿一年十二月十八日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆

農商務大臣伯爵井上馨

勅令第八十六號

商標條例

第一條 自己ノ商品ヲ表彰スル爲メ商標ヲ使用セント欲スル者ハ此條例ニ依リ其商標ノ登錄ヲ受ケ之ヲ專用スルコトヲ得」商標ハ特別著明ナル圖形字體又ハ其結合ヲ以テ要部ト爲スヘシ○第二條 左ニ掲クル商標ハ登錄ヲ受クルコトヲ得サルモノトス」一 風俗ヲ害スヘキモノ」二 商品普通ノ名稱若クハ内外國ノ國旗章ノミヲ以テ要部ト爲スモノ」三 他人ノ登錄商標又ハ登錄出願以前ヨリ他人ノ使用スル商標ト同一若クハ類似ニシテ同一商品ニ使用セントスルモノ○第三條 商標ノ登錄ヲ受ケント欲スル者ハ一商標毎ニ明細書及見本ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スヘシ但其願書明細書及見本ハ特許局ニ差出スヘシ○第四條 商標ノ登錄ヲ出願スル者アルトキハ特許局長ハ特許局審査官ヲシテ其商標ヲ審査セシメ登錄ヲ許スヘシト査定シタルモノハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ商標原簿ニ登錄シ其登錄證下附ノ手續ヲ爲スヘシ○第五條 登錄證ハ農商務大臣之ニ附スルモノトス○第六條 商標專用ノ年限ハ二十年ト爲シ原簿登錄ノ日ヨリ起算ス○第七條 商標專用ハ農商務大臣ノ定ムル商品類別ニ於テ出願人ノ指定シタル商品ニ限ルモノトス○第八條 二人以上同一又ハ類似ノ商標ヲ同一商品ニ使用セントシテ登錄ヲ出願スル者アルトキハ願書日附ノ先ナルモノヲ登錄ス其日附同キモノハ共ニ之ヲ登錄セサルモノトス但其出願ヲ取消ス者アリテ出願者一人トナリタルトキハ此限ニアラス○第九條 商標ノ登錄ヲ受ケタル者又ハ之ヲ受ケントスル者死亡シタルトキハ其權利ハ相續者ニ屬スルモノトス○第十條 特許局ノ官吏ハ在職中商標ノ登錄ヲ出願シ又ハ商標專用權ヲ新ニ有スルコトヲ得ス但相續ニ由リ商標專用權ヲ新ニ有スルハ此限ニ在ラス○第十一條 登錄商標ヲ毀損若クハ亡失シタルトキハ事由ヲ具シ再下附ヲ出願スルコトヲ得○第十六條 登錄商標ハ其明細書若クハ圖面ノ不完全ナルコトヲ發見シタルトキハ登錄ノ効力ヲ全クスル爲メ改訂明細書若クハ圖面ヲ添ヘ登錄證ノ改訂ヲ出願スルコトヲ得但其商標ニ變更ヲ生スルモノハ此限ニ在ラス○第十七條 登錄商標主ハ其商標ヲ應用シタル物品ニ農商務大臣ノ定メタル登錄標記ヲ爲スヘシ○第十八條 商標ニ關シ出願又ハ請求スル者ハ左ノ手數料ヲ納ムヘシ」一 商標ヲ出願スルトキ一商標ニ付キ物品一類毎ニ金五十錢」二 登錄商標ノ賣與讓與共有又ハ書入契約ノ登錄ヲ請求スルトキ一商標ニ付キ物品一類毎ニ金三圓」三 登錄證ノ再下附ヲ出願スルトキ證書一枚毎ニ金一圓」四 登錄證ノ改訂ヲ出願スルトキ一商標ニ付物品一類毎ニ金二圓」五 審判ヲ請求スルトキ一事件毎ニ金七圓○第十九條 商標登錄證又ハ其改訂登錄證ヲ受クル者ハ商標ヲ應用スル物品一類毎ニ左ノ區別ニ從ヒ登錄料ヲ納ムヘシ」一 三年ノ專用金一圓二 五年ノ專用金二圓三 七年ノ專用金四圓四 十年ノ專用金八圓○第二十條 登錄商標ニ關スル書類ノ謄本若クハ圖面ノ調製ヲ要スル者ハ特許局ニ之ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ相當ノ手數料ヲ納ムヘシ○第二十一條 登錄商標ノ專用權ヲ侵シタル者ハ其商標主ニ對シ損害賠償ヲ責ニ任スヘシ○第二十二條 前條損害賠償ヲ責ハ三年ヲ以テ期滿免除ノ期トス○第二十三條 他人ノ登錄商標ナルコトヲ知リ之ヲ同一物品ニ應用シテ之ヲ販賣シタル者又ハ情ヲ知リテ其物品ヲ受託販賣シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス登錄商標主ノ權利ヲ侵スヘキ物品ナルコトヲ知リ之ヲ外國ヨリ輸入シテ販賣シタル者ハ罰前項ニ同シ」詐欺ノ所爲ヲ以テ登錄證ヲ受ケタル者又ハ登錄ヲ受ケサル商標ヲ應用シタル物品ニ登錄標記若クハ類似ノ標記ヲ爲シテ販賣シタル者又ハ情ヲ知リ其物品ヲ受託販賣シタル者ハ罰第一項第二項ノ場合ニ於テハ其犯罪ノ物件ヲ沒收シテ登錄商標主ニ給付シ其既ニ賣捌キタルモノハ代價ヲ追徵シテ之ヲ給附ス○第二十五條 第二十三條第一項第二項ノ犯罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス」前項ノ場合ニ於テ告訴人ノ請求ニ依リ裁判官ハ假ニ其告訴ニ係ル物品ノ販賣ヲ差止ムルコトヲ得○第二十六條 登錄商標主第十七條ノ登錄標記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキハ告訴又ハ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス○第二十七條 此條例ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヒス○第二十八條 此條例施行ノ細則ハ農商務大臣之ヲ定ム○第二十九條 此條例ハ明治二十二年二月一日ヨリ施行ス

一洋犬紛失
毛長ク黑黃色胸部白ク頸部ニ記名有之見當ノ人ハ下名
マデ御知ラセ被下度相當ノ報酬可仕候
麻布市兵衛町一丁目二番地 芙人ピコット

關西鐵道會社
重役撰擇廣告
社長 中野武營
常議員 村治兵衛

右ハ還回
賞致候事

抽者儀製茶直輸業實地調査之爲メ本日出帆之ヘキン號ニテ米國ニ出發仕候間多忙之際告別之間ヲ得ス乍略儀以新聞紙上ヲ報各諸君ニ告別ス
十二月十九日 横濱茶商 上田政吉